

平成31年度・令和元年度

事業計画書

収支予算書

一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会



## 平成 31 年度の方針

本年度の当協会事業には、経済産業省のご尽力により前年度同額の国庫補助金を確保頂いた。伝統的工芸品産業に対する自由民主党伝統的工芸品産業振興議員連盟の強力なご指導ご支援並びに全国の伝統的工芸品産地事業者のご努力及び産地を有する地方公共団体ほかのご支援と深く感謝申し上げます。

直近の産地調査によれば、伝統的工芸品の生産額は 15 年前との比較で 57%の減少となっているが、伝統的工芸品以外の製品を含む産業の総生産額は 38%の減少にとどまる。従事者数も 15 年前から 46%減少しているので、従事者一人当たりの伝産品生産額は 22%の減少であるが、一人当たりの総生産額では 12%の増加に転じる。この数値は、伝統的工芸品の需要が低迷する一方で、伝統的工芸技術・技法を生かした産業製品の生産比率が増していると見ることができる。各産地では、永年築きあげた伝統的技術・技法と、独自の特徴ある製品作りを付加価値に生かしながら、現代のニーズに応じた製品作りで産業基盤の強化を進めているといえる。

上記から、本年度の当協会は以下の 2 点を重点とし、限りある資源を効率的に配分して実施する。

- 1) 伝統的技術・技法の維持継承と活用支援
- 2) 伝統的工芸品産業製品の周知強化と販売機会の拡大促進

具体的には、技術保持者である伝統工芸士の水準維持向上で認知と社会的信頼性の拡大、技術後継者の確保育成が困難な産地向けの後継者発掘と新規従事者雇用支援、伝統的技術・技法を活用した商品の開発支援と、事業者及び産地間で製造される伝統技術活用製品の表示強化による販路拡大、出展産地との連携によるスクエアの来場者サービス強化、「使い手の視点」による工芸品愛好家層の拡大と産地支援者の拡大、目的と対象を絞った PR 実施と SNS の有効活用、海外販路の戦略的試行、協会主催コンペ等の発信力等を強化する。また、本籍である指定技術・技法の確実な継承に向けた映像アーカイブ整備の準備を進める。

2020 年のオリンピック・パラリンピック開催に向けて急増している訪日外国人に対しては、全国の産地と各地元自治体や産業界さらには政財界とも一体になった受け入れマネジメント構築にも工芸品全国団体として連携支援を強めたい。

産地実情を把握する実態調査については確度の高い定量的データの収集と近年の定性的傾向の集約を進め、存亡の危機に直面する当業界の緊急性の高い課題対策のバックデータといたく、信頼性を高めるためのご協力を産地組合等をお願いするものである。同時に、国の各種支援策はもとより、産地を有する地方公共団体各位にも各種支援策情報の収集にご協力を仰ぎつつ、全国の工芸品事業者の意欲的なチャレンジを支援していきたい。

## 平成31年度 事業計画

### 1. 人材確保及び技術・技法継承事業

#### (1) 伝統工芸士認定等事業

##### ① 伝統工芸士の認定

内 容 : 伝統的な技術又は技法に熟練した従事者を「伝統工芸士」として認定し、称号を付与。

実施方法 : 受験資格は、産地での実務経験12年以上の現役従事者。伝産協会が認める公的な研修施設での研修期間も経験年数に含めることができる。

産地は、産地内従事者に対し広く受験希望者を募集する。伝統工芸士は一定の技術水準取得者であることはもとより、後継者育成や産地振興・活性化への協力も要件とする。

伝産協会は、産地委員会の運営への助言、実技試験の立会を行い、厳正かつ公平な試験実施を行う。

目的・狙い : 産地の伝統的技術・技法の継承と知識・技術水準向上により産地後継者育成指導者を認定することが目的。伝統工芸士の認定を受けた者は、後継者の育成に中心的・指導的役割を担う者としての自覚をもって活躍頂く。一般消費者に対しては、伝統工芸士の称号を活用した活動を行うことで、社会的認知と信頼性を高める。

##### ② 伝統工芸士更新試験の実施

内 容 : 認定登録された伝統工芸士に、原則5年ごとに更新試験を実施。

実施方法 : 対象の伝統工芸士に対し案内を送付。産地組合は受験者を取りまとめ、実施計画書を伝産協会に提出後、更新試験を実施。更新試験受験を称号使用の条件とし、未受験の伝統工芸士に対し、「伝統工芸士名称の使用停止」や「伝統工芸士名簿からの登録抹消」等の対応を行う。

目的・狙い : 「伝統工芸士」が高い技術保持者、後継者指導等産地のリーダーであることで称号のブランド力を高め、伝統工芸士の製造する商品に対する消費者の信頼度を高めることにつなげる。

#### (2) 児童・生徒に対する伝統的工芸品教育等事業

内 容 : 伝統工芸士等の職人が、産地近隣の小・中学生に対して、工芸品が日本人の

暮らしに使われてきた歴史や、現代生活での使い方等の説明、伝統的工芸品の理解促進のため、特性、技術・技法、原材料に関する講習や工芸品の製作体験を実施。

実施方法：指定産地組合等が、実施を希望する小・中学校からの要請書を添えて伝産協会に申請。承認後、翌年2月上旬の間に講習、製作実演・体験等を実施。なお、製作体験の実施は必須ではない。また、優秀感想文の表彰や紹介を式典や展示会の場で行う。

目的・狙い：若年層に、伝統的工芸品や和文化への親近感を抱かせ、家庭に持ち帰って話題にすることで、伝統的工芸品の愛好者、購買層の拡大への効果も狙う。身近に伝統的工芸品に接する機会を作ることで、世界の中でも特色のある日本の生活文化への関心喚起と、伝統的工芸品との関わりを説明し、体感させ、将来の作り手や使い手の醸成を図る。

### (3) 伝統的工芸ふるさと体験・交流等事業

#### ① 体験・交流事業

内 容：高校生・大学生等を対象に、就業募集が効果的な場所での短期間または産地工房での一定期間、伝統的工芸品の製作実演及び製作体験指導、ならびに講習、就業相談等を実施。また、学校の授業等に伝統的工芸品製造に関する製作体験・講習のメニューの取り込みを働きかける。

実施方法：産地後継者の確保・育成を検討している指定産地組合等は予め事前申し出を行い、実施予定初日の1ヶ月前までに伝産協会に本申請を行う。承認後、翌年2月上旬の間に講習、製作実演・体験・就業相談を実施。

所定経費の2/3を補助。

目的・狙い：産地後継者の発掘と就業相談等により産地就業の契機とすることが目的。伝統工芸士等の持つ技に直接触れる機会を提供することで、幅広い層が伝統的工芸品及びその産業環境や従事者に対して関心を促進し就業意欲向上を図る。

#### ② 新規従事者指導支援事業

内 容：産地内熟練技術者が新規従事者に対する技術・技法等の実技講習会等を行う場合の指導謝金を支援。

実施方法：採用後3年以内の従事者に対し、伝統工芸士もしくは伝統工芸士と同等の技術を有する産地内従事者が実技指導を行う。また、年度内に1回全体講習会を実施する。

目的・狙い：後継者位の確保、育成の必要性を感じながら、経費面で採用を躊躇している産地が技術後継者の確保と育成を効果的かつ円滑に実施できることが目的。後継者が少ない工程の新規従事者を優先的に補助対象とする。

また、年1回の全体講習会は、講義だけでなく技術習得意欲を高めることに有効な施設への見学も実施し、産地内で孤立しがちな新規従事者の将来の産地を担う作り手としての意欲や人間関係の構築に資する。

## 2. 産地指導事業

### (1) 指定産地振興指導等事業

#### ①検査体制の整備促進事業

内 容： 伝統証紙を貼付する伝統的工芸品の検査体制の確認及び指導。

実施方法： 伝産協会の職員が産地を訪問。産地の検査実施体制を確認し、伝統的工芸品表示の公正かつ厳格な検査体制を確保し、効率的な運営を図るよう改善指導する。実施内容が比較的模範的な産地を公表し公正な実施の推進を図る。また、産地との情報交換ならびに産地の実態把握を強化する。

目的・狙い： 消費者に誤認混同を与えない範囲で、効率的な表示実施態勢を産地組合と共に整える。

#### ②伝統的工芸品等の表示に関する指導及び表示事業の推進

内 容： 伝統証紙を発行するとともに証紙発行価格の見直しを行い、伝統証紙の貼付率の向上、伝統マークの使用方法を周知したうえで認知度拡大のPRを広く行う。

実施方法： (イ) 伝産協会が発行する伝統証紙の貼付率の向上のために、その意義や効果などを周知させる。

(ロ) 伝統マーク事業についての改定の検討を含めた普及対策を行い制度の再徹底及び啓発を行う。

(ハ) 染織品、和紙を対象とした素材表示事業を希望する指定産地組合等に対し、適正かつ円滑な運用のための助言、指導を行う。

(ニ) 制度の再徹底のための指定産地組合向けの勉強会等を開催する。

目的・狙い： 伝統証紙の活用によって、伝統的工芸品と国内外の類似商品に対する消費者の誤認混同を防止するとともに、伝統マークの認知率を高め、普及推進を図る。

#### ③伝統的技術・技法を継承した製品に対する新証紙事業の実施

内 容： 伝統的技術・技法の継承と活用による製品の拡大を図るため、産地と共に新たな品質表示の仕組みを構築し、産業基盤の強化に資する。

### (2) 伝統的工芸品産業産地調査・診断等事業

内 容： 多くの伝統的工芸品産地が問題としている販路開拓、売上の増加につなげる

ために、これらの問題を改善した実例を紹介するセミナーを開催する。

また、自治体の伝統的工芸品産業支援関連補助金の調査や産地の現状を把握するための産地規模に関する基本調査も継続実施する。

実施方法：(イ) 産地実勢調査、自治体伝統的工芸品産業支援関連補助金調査は、調査票を配布、集計を行い、協会事業の基礎資料として活用する。

(ロ) セミナーは、販路開拓、売上増加傾向にある産地、事業者を選定し、実例を紹介する。

目的・狙い：産地関係者を講師とすることで、参加者も受け入れやすく、一般論の講義ではない実例紹介セミナーとすることで、参加者が取り入れやすい内容を目指す。

### 3. 普及推進事業

#### (1) 伝統的工芸品普及等事業

##### ① 普及事業

内 容：情報入手方法の多様性に対応し、媒体の特性と効率性を重視してインターネット、SNS等の電子媒体の充実を図るとともに、幅広い顧客層に対して旧広報媒体の精査選別を行い、国内外に対して「伝統的工芸品」の訴求効果の高いPRを図る。伝統的工芸品の総合展示施設として運営している「伝統工芸青山スクエア」への誘引を目指した広告、また「伝統マーク」及び「伝統工芸士」の認知拡大をさらに推進し使い手の関心を喚起するPRを強化する。

実施方法：(イ) 新聞や雑誌、ポスター、看板広告等の媒体の選別と効率化を徹底し、電子媒体を含め効果的に活用する。

(ロ) 伝統的工芸品紹介映像のほか訴求力の高い各種映像を国内外展示会での放映や各種媒体で活用及び提供することで伝統的工芸品及び「手わざ」の映像露出を増やす。

(ハ) 外国語を含めた各種パンフレット等を作成し、関係自治体や指定産地組合等に配布。また、イベント等の機会に広く配布する。

(ニ) 伝統的工芸品のシンボルマークである「伝統マーク」及び協会の認定する「伝統工芸士」を積極的にPRして消費者の理解を深め、伝統的工芸品の普及推進に資する。

(ホ) 各種報道機関やインフルエンサーに対するパブリシティ活動を積極的に実施。

(ヘ) 指定産地組合等、関係団体、地方公共団体等が主催する展示会、求評会等に対し、共催・後援あるいは協会賞の贈呈を行うほか、全国各地で

開催される展示会等に対し出品協力を行い、伝統的工芸品等を広く紹介する。

(ト) 各媒体でのPRによる青山スクエアへの集客数、ホームページやSNSアクセス数、「伝統マーク」認知数などの効果測定及び分析を行う。

(チ) 話題性・融合性を呼ぶ人材を活用し、伝統的工芸品や地元の紹介を実施することで、普及や観光客誘致につなげる。

目的・狙い： 伝統的工芸品の特長をPRし、伝統的工芸品並びに伝統的工芸品産業に関する国内外への普及促進を図るとともに、伝統的工芸品関係者以外からの注目度を高め、社会的な支援を拡大すること。

## ② 訪日外国人誘致事業

内 容： 海外から来日する観光客を産地等に誘致し、観光客が工芸品への理解を深め、旅を楽しめるよう、地元自治体や旅行業関係者との連携し誘致策の強化を図る。

実施方法： (イ) 観光客誘致に成功した自治体や観光事業者等を講師に、実例紹介講座を実施する。見学や製作体験が可能な施設や産地内の案内等の整備や通訳の派遣、産地の外国人向けPR媒体の翻訳支援等を行う。

(ロ) 外国人レポーターが母国語で、世界にネット発信する仕組みを活用する。

(ハ) 産地組合、地元自治体、観光協会、観光事業者等が行う誘客対策と連携し、伝統的工芸品産地への誘客支援事業の相互補完を図る。

目的・狙い： 増加傾向にある訪日外国人の誘致により伝統的工芸品産地及びその地域の活性化の一助とする。また、講座は、一般論ではなく実例を紹介することにより、より実践的な講座とする。

## ③ 伝統的工芸品伝手育成事業

内 容： 伝統的工芸品の愛用者に作り手の思いや工芸品の知識を学ぶ講座を実施し、自身のSNSで魅力を発信いただく。

実施方法： 実施産地、参加者を募集し講義と産地見学を実施する。参加者は、応援産地の商品やイベント情報、工芸品を使ってみての感想等を写真も併せてSNSで発信する。実施産地は、参加者を工芸品の「伝手」として、催事でのアテンド等に採用しPRにつなげる。また、大学等の場でも伝統的工芸品の伝手につながるカリキュラムの採用の働きかけを行う。

目的・狙い： 工芸品愛好者が魅力を伝えることで、工芸品を手にしたことがない消費者へも魅力が伝わりやすく、工芸品産地も「伝手」を活用することで、PRや販売促進につなげる。



## (2) 伝統工芸青山スクエア等事業

内 容 : 伝統的工芸品の総合展示・情報発信施設として、国内外のお客様に対して伝統的工芸品を広く紹介し、相互の情報交換、需要喚起を促進する。

現代生活に相応しい伝統的工芸品やライフスタイル提案、季節感を打ち出した展示方法などにより、伝統的工芸品の魅力と使い方を伝えていく。

また、来場者のニーズ、製品への要望などを適時適切な方法で出品産地組合等に伝えるほか、産地情報発信の場としての活用を促し、作り手と使い手の交流の場となるよう運営の活性化を進める。

実施方法 : (イ) 常設展示により、高品質で鮮度の高い商品を魅力的に展示するだけでなく、本来の使い方や新たな使い方の提案を随時行い、SNSや映像、POPやカタログ等の活用で、国内外のお客様に分かりやすく伝える。

指定産地組合等、地方公共団体、生産者のグループ等が出品可能。

(ロ) 特定の地域や工芸品、ライフスタイルや歳時記にスポットを当てた魅力的な特別展示、企画展示や匠コーナー展示を開催。

指定産地組合等、地方公共団体、生産者のグループ、伝統工芸士会等が出品可能。所定経費の1/2を補助。

(ハ) 文献、資料、映像やSNS、ホームページ等を広く活用し、図書閲覧スペース等において情報提供を行うほか、産地で話題を集めた製品や優秀な伝統的工芸品の紹介も実施していく。

(ニ) 産地情報、工芸品の技術・技法の説明、お手入れ方法や日々の生活への取り入れ方等愛好者のご要望に対し、コンシェルジュ的な立ち位置での確な対応を強化していく。

(ホ) 「友の会」会員と「友の会」運営の活性化を通して、新たな伝統的工芸品ファンを獲得するとともに、再来店・顧客化につながる施策を実施。伝統的工芸品への理解を更に深めていただき、普及・拡散していただけるようにしていく。双方向の情報発信・コミュニケーションを強化する。

(ヘ) ここ数年、著しく重要度を増している外国人対応を強化。海外のお客様にとって居心地がよく安心で、分かり易く楽しく工芸品を知ることができる環境を整備する。

目的・狙い : 伝統的工芸品の実物や伝統的工芸品の生産者等の産地関係者に直に接する機会を設けることで、消費者の伝統的工芸品産地に関する理解を促進し、需要を喚起するとともに、産地には現在のニーズに対応する商品・サービス開発の契機とする。伝統的工芸品をより日常使いしていただける提案を強化継続することで、持続的な生産力・販売力の成長に繋げていく。

### (3) 伝統的工芸品月間推進等事業

下記の各事業を骨格としつつ、伝統的工芸品を日本の「ものづくり」「職人技」「生活文化」等の原点と位置付けて、広く国内および海外の関心を喚起し、継続的な工芸品振興の契機となる一大イベントとして開催する。岩手県主催の事業と共に、同時開催の各事業を効果的に連携する。

#### ① 伝統的工芸品月間国民会議全国大会記念式典の開催

内 容 : 伝統的工芸品産業功労者等の表彰、大会宣言の発表等を行う。

実施方法 : 2019年11月2日に岩手県において、経済産業省、地元伝統的工芸品月間推進協議会との共催により挙行する。

目的・狙い : 産地関係者が一堂に会する機会を設け、伝統的工芸品産業全体の結束を固めるとともに、広く国民全体にPRする。

#### ② 伝統工芸ふれあい広場・岩手（仮称）の開催

内 容 : 伝統的工芸品の愛好者拡大、需要拡大につながるイベントとすべく、使い手が楽しさを体感できる企画と、伝統的工芸品の技の披露、伝統的工芸品のあ  
る生活シーンの紹介を効果的に演出するとともに、全国各地の伝統的工芸品の  
産地誘導を併せて実施する。

実施方法 : 2019年11月3日から5日まで岩手県において開催。参加希望を募ると  
ともに、工芸品を楽しむ企画に応じた専門事業者の活用により実施する。  
制作体験指導者の旅費・謝金、実演用具運搬費を補助。

目的・狙い : 国内外に、日本の伝統的工芸品と「ものづくりの技」、「工芸品のふるさと」  
への関心を喚起し、注目度向上を狙う。普及及び需要拡大の起点となること  
ともに、国内外に伝統的なものづくり日本の伝統的工芸品への理解を深めても  
らう訴求の契機とする。

#### ③ 日本伝統工芸士会作品展の開催

内 容 : 伝統工芸士の作品を一堂に展示し、コンクールを実施。

実施方法 : 2019年11月3日から5日まで岩手県において、日本伝統工芸士会との  
共催により開催。審査会を行い、授賞作品を決める。応募作品は伝統工芸士  
が製作した、他コンクールへの未出展作品。

目的・狙い : 伝統工芸士がその技量を競い合うことにより産地の枠を越え技術水準の向  
上と創意を磨く。また、一般消費者への披露により、伝統工芸士の技術に対  
する信頼性と社会的評価の向上を図る。

#### ④ 全国くらしの工芸展の開催

内 容 : 伝統的工芸品及びその伝統的技術・技法を活用した二次製品等を、全国大会

開催地において展示販売し、国内外の愛好家へ訴求する。

実施方法：2019年11月3日から5日まで岩手県において開催。指定産地組合が認めた者（産地組合、伝統工芸士会等によるグループ及び個人での出品も可能）が出品できるが、出品者が搬入・搬出及び会期中のアテンドを行う。また、流通事業者の呼び込みにより展示会開催後の商取引への機会を提供する。

目的・狙い：国内外への周知度の拡大、需要の拡大と継続的商取引の契機とし、販路の開拓を目的とする。

#### ⑤ JAPAN TRADITIONAL CRAFTS WEEK (JTCW) の実施

内容：伝統的工芸品は現代の生活シーンで使用されることが重要であることから、消費者に対し「衣食住」を提案する小売店舗等との共同事業により、生産者との継続的な関係強化を進める。期間中は参加店舗を通じて工芸品や産地のPR及び展示販売を行う。

実施方法：2019年10月中旬から下旬に掛けて大消費地である東京のセレクトショップ、インテリアショップ、ファッション店等において実施。参加する店舗が希望する伝統的工芸品産地とコラボレーションし、商品開発や展示販売、制作実演や制作体験指導などを行うとともに消費者・流通関係者及び各種メディアへのアプローチを実施する。

目的・狙い：生活提案型の販売、最小限の流通経路による恒常的ニーズ把握、販売員派遣や委託販売慣行の見直しの試み等を通じて、伝統的工芸品の販売に対する国内外の消費者・流通関係者の理解の増進、伝統的工芸品の販路の拡大を図るとともに、産地と消費地販売店との自立的継続的取引の増加を目的とする。

#### ⑥ 伝統的工芸品展WAZAの開催

内容：大消費地東京において、全国の経済産業大臣指定伝統的工芸品及びそれに準じる工芸品、国の指定を受けていない工芸品を一堂に展示・紹介するとともに伝統的工芸品使用生活を喚起する。参加工芸品産地の拡大を図る施策を検討する。

実施方法：経済産業大臣指定伝統的工芸品を一堂に集めるほか、地方自治体の全面的な支援を得て、国の指定を受けていない工芸品も展示・紹介する。

地方自治体の支援が得られない指定伝統的工芸品の出展にも方策を講じる。

目的・狙い：大消費地における伝統的工芸品の普及啓発、潜在的需要の喚起、今日の生活に対応する商品開発や商品展示、消費者との直接対話によるニーズの把握等により、同産業のより一層の発展を目的として開催。

#### (4) ITを活用した伝統的工芸品産業の活性化等事業

内容：情報収集の構造変化に順応し、インターネット上で伝統的工芸品に関する情

報を公開するとともに、オンラインを使った伝統的工芸品の販売の可能性を探る。

実施方法：専門の業者に、変貌する電子媒体における掲載内容の作成およびサーバーの運営を委託。伝統的工芸品の情報発信の核となるよう、内容や産地との双方向情報交換の環境を整備するとともに、現代生活において消費者が興味を引く新たな情報の提供や魅力的な製品を提案。同時に外国語対応の強化による情報発信も行う。

伝統的工芸品の背景となる地域、文化など関連情報とのリンクにより提供する。

目的・狙い：簡単に情報にアクセスし情報共有及び拡散ができるインターネットの利点を最大限に生かし、多種多様な伝統的工芸品の魅力を訴求するとともに、工芸品産地とのネットワークを構築し、信頼性と直近の情報提供により国内外の需要開拓の一助とする。

#### 4. 需要開拓事業

##### (1) 伝統的工芸品公募展等事業

内 容：伝統的工芸品の総合コンクール展示会を開催。

実施方法：現代の暮らしに求められる優れた工芸品を募集してコンクールを行い、応募者のアイデアや表現・技術内容を競う。応募された作品は「技の高さ」に注視した作品評価ではなく、「日常生活で使用するもの」を評価の対象とし、見て愛でるためのものではなく生活の中で消費者が使用できる実用性を兼ね備えた作品を高く評価、伝統的工芸品の製品づくりの指標となる作品コンクールとして実施する。優秀作品には内閣総理大臣賞、経済産業大臣賞以下各賞を授与。審査後、入選作品を「伝統工芸青山スクエア」において展示紹介するとともに多方面への紹介による普及促進を図る。

目的・狙い：優れた作品を顕彰して広報活動を行うことにより作り手への奨励や現在の暮らしに対応した新たな製品開発による需要拡大の契機とするとともに、入賞・入選作品の展示会を開催することにより、消費者意識をとらえるための工夫やアイデアとは何かとの課題に立ち戻り、伝統的工芸品の未来を示唆する作品が制作されることを目指す。消費者に「豊かなライフスタイル」に資する伝統的工芸品等の例を提案する。

##### (2) フォーラム等事業

内 容：現代のライフスタイルに調和する新しい商品「NEW DENSAN」を開発・提案して新しい販路を開拓する。

実施方法：審査委員会を設置して作り手、パートナーとともに各工芸品の持ち味や技術・技法、素材を生かした新商品を開発する。

成果品は、バイヤー、プレス等に向けて発表を行った後、伝統工芸青山スクエア、インテリアライフスタイル等でも展示を行うなど新しい販路を開拓する。

目的・狙い：伝統的技術・技法の市場での価値を高めるために、新商品を開発して流通関係者・消費者にアピールする。また、新しい販路の開拓のために伝統工芸青山スクエアや展示会等に参加することで新しい消費者層を取り込む。

### (3) 伝統的工芸品普及・展示等事業

内 容：伝統的工芸品の普及に資する展示会を開催する。また国内で開催される同様の展示会に出展する。

### (4) 海外展開支援等事業

内 容：海外展開に関する産地関係者等の体制構築を支援し、自立的な展開を目指す。

実施方法：(イ)内外の海外展開における関係機関との連携を強化し、フランス・パリの常設の展示場を拠点に、各方面と連携し、海外販路拡大に向けた効果的なアプローチを行う。

(ロ)拡大する中国市場への伝統的工芸品の普及促進へ向けた展示会等の事業を行う。

(ハ)海外展示会事業の見直しを行い効果的なアプローチを図る。

目的・狙い：連携を強化し、世界的認知度の向上と販路拡大を目指す。

## 5. その他の振興事業

内 容：伝統的工芸品産業界の内外において、積極的に連携を進める。

実施方法：(イ)会員である伝統的工芸品産業界以外の有力企業等と連携事業を進める。

(ロ)指定産地組合等の組織化推進等を図る。

<現在連携している団体>

・日本伝統工芸士会（197産地工芸士会）

・全国伝産会館運営連絡協議会（6会館）

（伝産会館のほか、産地の運営する施設の情報収集を図り、活動情報発信のネットワーク化を進める。）

・全国伝産陶磁器組合協議会（26産地）

・全国伝産金工品組合協議会（11産地）

・全国伝統的工芸品仏壇仏具組合連合会（14産地）

目的・狙い： 業界内部にネットワークを構築し、伝統的工芸品の普及啓発・需要開拓に資するとともに、業界外部にもネットワークを構築し、産地振興に寄与する。

平成31年度・令和元年度 収支予算書(損益計算ベース)

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:円)

勘定科目	予算額	前年度予算額	増減	備 考
<b>【一般正味財産増減の部】</b>				
<b>1. 経常増減の部</b>				
<b>(1) 経常収益</b>				
①基本財産受取利息	3,000,000	10,000,000	▲ 7,000,000	
②受取補助金等	703,003,000	700,000,000	3,003,000	国庫補助金収益
③受取会費	24,000,000	25,500,000	▲ 1,500,000	会員受取会費
④事業収益	256,790,000	242,300,000	14,490,000	
伝統工芸士認定等事業収益	7,200,000	5,450,000	1,750,000	受験料、登録料、更新料
伝統的工芸ふるさと体験・交流事業負担金収益	21,500,000	21,000,000	500,000	産地負担分(事業費の1/3)
伝統証紙事業収益	3,000,000	2,060,000	940,000	証紙、楯等頒布収入
伝統工芸青山スクエア事業負担金収益	73,900,000	68,700,000	5,200,000	常設・特別展出品管理料他
伝統的工芸品月間事業負担金収益	11,100,000	10,900,000	200,000	産地組合等負担金
全国くらしの工芸展負担金収益	4,000,000	2,630,000	1,370,000	出品管理料
伝統的工芸品展WAZA負担金収益	48,000,000	44,500,000	3,500,000	都府県・政令市等負担金
全国伝統的工芸品公募展負担金収益	1,090,000	1,290,000	▲ 200,000	出品管理料
都府県等月間負担金収益	16,500,000	17,100,000	▲ 600,000	
その他事業収益	70,500,000	68,670,000	1,830,000	WAZA展他
⑤雑収益	107,000	200,000	▲ 93,000	
その他受取利息	7,000	100,000	▲ 93,000	特定資産利息収入
その他収益	100,000	100,000	0	理事会等懇親会会費収入
<b>経常収益計</b>	<b>986,900,000</b>	<b>978,000,000</b>	<b>8,900,000</b>	
<b>(2) 経常費用</b>			<b>0</b>	
<b>事業費</b>	<b>900,250,000</b>	<b>890,000,000</b>	<b>10,250,000</b>	
①人材確保及び技術・技法継承事業	158,200,000	164,800,000	▲ 6,600,000	
伝統工芸士認定等事業費支出	11,000,000	12,000,000	▲ 1,000,000	
功労者表彰等事業費支出	0	100,000	▲ 100,000	
児童・生徒に対する伝統的工芸品教育事業費支出	77,000,000	85,500,000	▲ 8,500,000	
伝統的工芸ふるさと体験・交流事業費支出	70,200,000	67,200,000	3,000,000	
②産地指導事業	10,600,000	26,200,000	▲ 15,600,000	
指定産地振興指導等事業費支出	600,000	4,000,000	▲ 3,400,000	
伝統的工芸品産地調査・診断等事業費支出	10,000,000	22,200,000	▲ 12,200,000	
③普及推進事業	446,900,000	437,900,000	9,000,000	
全国伝統的工芸品普及等事業費支出	93,300,000	65,100,000	28,200,000	訪日外国人誘致、伝え手育成 含む
伝統工芸青山スクエア等事業費支出	180,000,000	178,000,000	2,000,000	
伝統的工芸品月間推進等事業費支出	163,600,000	187,800,000	▲ 24,200,000	式典、ふれあい広場、JTCW、WAZA他
ITを活用した伝統的工芸品産業の活性化等事業費支出	10,000,000	7,000,000	3,000,000	
④需要開拓事業	146,000,000	123,900,000	22,100,000	
伝統的工芸品公募展開催費等事業費支出	7,000,000	5,000,000	2,000,000	
フォーラム等事業費支出	15,000,000	11,600,000	3,400,000	
伝統的工芸品普及・展示等事業費支出	4,000,000	3,300,000	700,000	
海外展示会展開等事業費支出	120,000,000	104,000,000	16,000,000	
⑤その他振興事業	64,000,000	63,000,000	1,000,000	
伝統証紙事業費支出	3,000,000	1,000,000	2,000,000	
くらしの工芸品展事業費支出	4,000,000	5,000,000	▲ 1,000,000	
その他振興事業費支出	57,000,000	57,000,000	0	WAZA展等産地支払い
⑥事業費役職員人件費	74,550,000	74,200,000	350,000	退職給付費、賞与引当金を含む
<b>管理費</b>	<b>86,650,000</b>	<b>88,000,000</b>	<b>▲ 1,350,000</b>	
管理諸費支出	39,500,000	39,500,000	0	賃料、共益費他
事務諸費支出	11,200,000	12,700,000	▲ 1,500,000	
理事会・評議員会等開催費支出	4,000,000	4,000,000	0	
管理費役職員人件費	31,950,000	31,800,000	150,000	退職給付費、賞与引当金を含む
<b>伝統的工芸品展WAZA引当金支出</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>経常費用計</b>	<b>986,900,000</b>	<b>978,000,000</b>	<b>8,900,000</b>	
<b>評価損益調整前当期経常増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>当期経常増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>2. 経常外増減の部</b>			<b>0</b>	
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	



一般財団法人

伝統的工芸品産業振興協会

---

〒107-0052 東京都港区赤坂 8-1-22

TEL. 03-5785-1001 URL. <http://kougeihin.jp>